

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
政策決定プラットフォーム（第4回会合）

1. 日 時：平成22年12月14日（火）18：00～19：00

2. 場 所：総務省7階 省議室

3. 出席者

(1) 構成員

黒川 和美（座長）、相田 仁（座長代理）（過去の競争政策のレビュー部会）

山内 弘隆（座長）、徳田 英幸（座長代理）（電気通信市場の環境変化への
対応検討部会）

岡 素之（座長代理）（国際競争力強化検討部会）

金子 郁容（座長）、村上 輝康（座長代理）（地球的課題検討部会）

(2) 総務省

片山総務大臣、平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、山川総務
審議官、利根川情報通信国際戦略局長、桜井総合通信基盤局長

4. 議 事

(1) 各部会からの最終報告等

①過去の競争政策のレビュー部会

②電気通信市場の環境変化への対応検討部会

③国際競争力強化検討部会

④地球的課題検討部会

(2) 意見交換

5. 議事録：

【小笠原総務審議官】 それでは、まだ定刻にはちょっと早いようでございますけれども、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース政策決定プラットフォーム第4回の会合を開催させていただきます。

本日の会合は、報道関係者の方々に公開しておりますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

それから、事務的なご連絡でございますが、ご発言を始める際にはお手元の緑色のボタンを押していただきまして、終える際には再度押していただければありがたいと思い

ます。

それでは、まず最初に片山総務大臣からごあいさつをお願いします。

【片山大臣】 総務大臣の片山です。この会には私、9月17日に大臣を拝命いたしましてから初めて参加させていただくことになりました。構成員の先生方には昨年の10月からと伺っておりますけれども、1年有余にわたりまして熱心にご議論いただきまして大変ありがとうございました。ICTをめぐるいろいろな重要な問題について多方面、多角的な視点から検討を加えていただいたものと承知しております。今日は私もここでそれぞれの部会からのご報告を一同で伺って、これを今後の政策にぜひいかしていきたいと思っているところであります。

先般、沖縄でAPECの一環として情報通信の担当の大臣会議が行われまして、私も経済産業省の松下副大臣と一緒に主催者として出席をしたのでありますけれども、各国ともこのICTの問題については非常に熱心でありまして、アグレッシブでありました。それぞれの国や地域の抱える課題というのは違う面もありますけれども、共通の面もあります。また、現状が異なっている面もありますし、また、お互いに切磋琢磨して同じ共通の場所へ向かって進むという面もありました。いずれにしてもわが国の秀でている面はこれからさらに伸ばしていくということと、それから、劣っていると言ってしまう言い過ぎかもしれませんが、課題として抱えている部分についてはこれを克服していくということがまことに重要だということはこのAPECの一環の会議の中で私、担当大臣として痛感したところであります。

そういう問題意識も含めて皆さん方からのご提言というものを受けとめて、これを先ほど言いましたように政府の施策として、できるだけ実現していきたいと、こう考えているところでありますので、今日はよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、各部会からの検討結果につきまして、各座長から恐縮でございますが10分程度でご報告をいただければと思います。また、過去の競争政策のレビュー部会、それから電気通信市場の環境変化への対応検討部会、合同でご審議をこれまでいただいておりますので、2部会まとめてご発表いただきたいと思っております。

それでは、電気通信市場の環境変化への対応検討部会の山内座長からお願い申し上げます。

ます。よろしくお願いいたします。

【山内座長】 はい、承知いたしました。

それでは、お手元の資料に「『光の道』構想実現に向けて一取りまとめ（概要）」というパワーポイントの印刷と、それからその報告書がございます。説明はパワーポイントの印刷に従いましてさせていただきます。

今ご紹介いただきましたように、過去の競争政策のレビュー部会と、それから電気通信市場の環境変化への対応検討部会と合同でやってまいりまして、その取りまとめの案でございます。この部会では、これから「光の道」構想をいかに実現していくかということについて議論をしております。報告書は4章立てになっておりまして、「光の道」構想を推進することの必要性、それから未整備地域でのICT利活用の整備の推進、それからここがポイントでございますけれども、NTTの在り方を含めた競争政策の推進、それから今後の対応、利活用の促進、この4つとなっております。

最初の第1章でございますが、「光の道」構想の推進ということで、言うまでもなく、情報通信市場の発展にはインフラとサービスの有機的な連携が不可欠であるということです。このために「光の道」構想を推進して引き続き世界をリードするようなICT環境を構築する必要があるということでありまして。このときに、基本的な今回の報告書のスタンスでございますが、競争政策の推進ということをおっしゃっております。競争政策の推進が市場の活性化、インフラ整備の促進、利活用の向上につながるということでありまして。ただ、それだけでは十分ではなくて、例えば過疎地域等で国の、あるいは地方の一定の役割があるということ、それを前提として超高速ブロードバンドの基盤を作っていくということでございます。

2章で、まずは未整備地域におけるICT利活用基盤の整備の推進ということで現在90%まで進んだその整備を100%までもたすにはどうしたらいいかということでありまして。これも基本的には民間主導で整備をするということでございますが、ただ、それでは十分ではないというところには、公設民営方式を含めまして、地方公共団体が一定の関与をする。そのときソフトと一緒に関与するということに対して、国が財政的支援を講じることも必要であるというように書いております。いわゆるIRUと言われるものでございます。

それから、第3章、ここが報告書の基本でありますけれども、NTTの在り方を含めた競争政策の推進ということでありまして。ここでは5つの項目について述べてござい

す。アクセス網のオープン化、それから中継網のオープン化、ボトルネック設備の同等性確保の在り方、ユニバーサルサービスの在り方、それから市場変化への対応と、この5つであります。基本的には前半の3つが重要です。アクセス網、中継網、それからボトルネック設備の問題、これに焦点を当てて議論をしてみました。

まず、アクセス網のオープン化等の在り方でございますが、これは2つありまして、一つは設備競争の促進ということでありまして。特に線路敷設基盤の開放ということとして、これはこれまでもかなり進んではきておりますが、具体的にどのようなことが課題であり、解決策はどのようなかということを検討していく必要があるということでありまして。設備競争の大きなポイントは、2つ目のワイヤレスブロードバンドの整備・普及ということでありまして。申し遅れましたが、今回の「光の道」について、我々の検討の結果、物理的な光ファイバーでそれを達成するというだけではなくて、ワイヤレスというものを併用することによってそれを実現していこうという、こういうスタンスでございます。その意味でもこれは非常に重要な点ということでございます。

そこで、既存の周波数利用者に立ち退いていただいて、新しい、使えるような周波数対応をする。いわゆる再配分をするということをごをここで言うてございます。その際、これは大変なコストがかかるわけでありまして、まずは移行のコストについてはオークシヨンの考え方をいれてその費用を負担してもらったらどうかということをごを提言しております。これは我々の結論でありますけれども、さらにこういった移行コストだけではなくて、周波数の割当て自体をオークションで行ってはどうかと、こういうような議論がございます。これについてはワーキングでも、そして部会でもいろいろな意見を出されてきて、かなり議論のあったところでありまして。これについてどうするかということについて、一応報告書の中では検討を進めるということでございますが、方向性についてはこういった場でご議論いただければと思っております。

それから、サービス競争でありますけれども、サービス競争は、いわゆる30%にとどまっているサービスの利用を100%に近づける方策ということ、サービス競争の基盤を作るということでありまして。これについては、何といたしても加入光ファイバー接続料の低廉化であります。それについて実際にどのように接続料金を設定するのか。特に、シェアドアクセス方式の場合に分岐単位で接続料を設定するか否かと、このようなことについて具体的な検討を早急に23年度以降に進めるべきだという結論になってございます。

続きまして中継網ですけれども、中継網のオープン化につきましては、いわゆるNGN（次世代ネットワーク）についてどのように考えていくかという問題でございます。これについては多様な電気通信事業者あるいはコンテンツ事業者が非常に多様に、オープンに、柔軟にサービスを提供できるような環境にすべきだということで、適時適切にオープン化を促すというのが基本でございます。特にいわゆる現状でのPSTN（公衆交換電話網）のマイグレーションという問題がございますので、その早期実現を図るという意味からも、NGNで現状では実現されていないサービスの扱いをまずは整理するという、さらにそのプラットフォームをオープン化するという、こういう必要性を論じております。そして、そういったNGNの本来の在り方、オープン化の在り方について、速やかに議論を開始する必要があるのではないかという結論に達したところでございます。

それから、3番目がボトルネック設備利用の同等性確保であります。これは基本的に内外差別といたしましうか、要するにそれを持っている事業者とそうでない事業者が利用したときに無差別になるような、同等性になるようなと、こういうことでございます。これについてはこれまでもいろいろ措置が講じられてまいりましたけれども、公正競争上の問題が指摘されており、また、昨年になります。NTT西日本の問題というものもございました。そのため、これを深く議論すべき、あるいは何らかの措置をとるべきと、こういうことでございます。

そこで、3ページ目のパワーポイントの下にございますが、その方向性として一つ、構造的な措置をとるのか、あるいは非構造的な措置をとるのかという問題があります。構造的な措置の中には資本分離、あるいは構造分離ということで、現状のNTTの在り方を大幅に変える、その変え方にもこういうことがあるということがあります。一方、非構造的措置ということであれば機能分離ということが考えられるのではないかと、我々としてはこの3つについて検討したということでございます。

4枚目ですが、ここにありますように、結論的にはNTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに機能分離を行うというのが最も現実的かつ効果的ではないかということでございます。評価の視点といたしましては、①から⑥までございまして、設備競争、サービス競争の促進、あるいは国民のアクセス権の保障、グローバル競争への対応、NTT株主への影響、実現のための時間、コスト、「光の道」整備促進ということでございます。基本的には、この4番目と5番目のNTT株主への影響、それから実

現のための時間、コストの問題、このようなどころから考えると最も効果的かつ現実的なのは機能分離ではないかという結論に達したということでもあります。

これに関連いたしまして、いわゆる光アクセス会社構想というものが提起されまして、いろいろな具体的な提案がなされているところでございますが、我々としては、表の下にありますけれども、事業成立の可能性あるいはメタルから光のマイグレーションに係る諸課題ということを考えますと、実現にはかなり不確実性が高いというような結論に至ったということでございます。

5 ページ目は、具体的にボトルネック設備の同等性確保についてどのように機能分離をしていくかということですが、これは、例えば金融のような他部門でもそのようなファイアウォール規制がございますので、そのようなものも参考にしてファイアウォールを厳格化するという。具体的な措置としてボトルネック設備部門と利用部門で物理的な隔絶、あるいは情報遮断というものを徹底すると、このようなことで競争体制を整備することを指摘してございます。

それから、もう一つは子会社との一体運営の問題でございますが、NTTの場合、県域等子会社に業務をアウトソーシングしているわけでございますが、そういったところでこのような同等性が損なわれるのではないかと指摘がございます。この点、子会社を含めた遵守義務をここで課したらどうかという結論になっております。

それから、一方で業務範囲ですけれども、先ほどのNGNという非常に広域的なネットワークというものが出現してまいりますと、NTT東西の業務範囲自体の現状の規制について、一定の限界があるのではないかとご指摘ございました。議論した結果ですが、公正競争というものを厳に確保した上で、そのような業務の範囲の見直しというものを行っていくことにも一定の合理性があるのではないかと結論に達してございます。

6 枚目はユニバーサルサービスでございますけれども、これについては情報通信審議会で議論されて答申が出ております。その答申では、基本的に光IP電話をユニバーサルサービスに加えるということです。ただし、それについてはユニバーサルサービス基金からの補助は行わないということではございますが、そのようなものを加えるということ、それから将来的にはブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスに加えるという方向がありますが、現状では時期尚早ではないかということでもあります。

それから、今後の市場環境の変化への対応ということですが、欧州でSMP、

いわゆるSignificant Market Powerというような規制方式があり、このようなものを導入して、より別の形で市場支配力を規制したらどうかという議論がございます。これについても議論させていただきましたけれども、これはメリット、デメリット両方あるわけですが、この規制方式というのは現状の規制方式と全く違いますので、すぐにこれを導入するというわけにはいかないというのが結論でございます。これについても引き続き検討を行うという必要があるということだと思います。

それから、最後に今後の検証ということで、これからどのようにここで提言したことを実現していくかということですが、規制の遵守義務とか、あるいは競争状況の状態というものをウォッチしていくということ、さらに一定期間経過後に今回の措置の有効性とか、あるいは適切性を全体的に検証した上で見直しを行うことが適当であると考えてございます。ただ、これについては、例えば、一定の期間を設けるのかとか、あるいは何らかの目標をつけるのかと、このようなご議論もございまして、この辺も部会で我々が提案したところから若干の修正をさせていただいて明確化したところでございます。

最後に4章でございますが、これは規制改革等によるICT利活用の促進ということで、具体的にはおそらく国際競争力強化検討部会、地球的課題検討部会から報告される内容かと思っております。このような形で利活用を図ることが必要であるという報告になってございます。

時間を少し超過いたしました以上でございます。ありがとうございました。

【黒川座長】 付け加えさせていただいてよろしいですか。

過去の競争政策のレビュー部会と電気通信市場の環境変化への対応検討部会を合同でして、大事なところはみなワーキンググループを作って議論していただいたのですが、全体を見てみますと、合同部会の委員とワーキンググループの委員の中で、最後のところまでも意見がなかなか合わなかったと。その一つが、また曖昧に終わってしまうのではないかということ、それから、どこまで行ったときに今やろうとしていることがまずいということで、次の新しいステップに行くべきなのか、そういう議論が何人の方からも出ていたということ、これを私から付け加えさせていただきたいと思っております。

今回、とても議論が多様になったのは、良かったのか悪かったのかわかりませんが、これまではずっとNTTと他の会社という感じの対応だったのですが、今回、ソフトバンクという会社が強引にというか、ものすごい提案をされてこられて、そのためにみんな

なが混乱するということが起こったのですけれども、しかし、そういうやり方をしていたただけるほど過去の競争政策の結果、ソフトバンクもKDDIももちろん議論してくださる、そしてNTTも議論してくださるということで、前よりはずっと競争環境が良くなってきており、これほどに大きな話題を作り上げてくれているので、将来のことをイメージしてこれから政策に急いで入って行っていただけるような選択をしていただきたいと思っています。

【小笠原総務審議官】 どうもありがとうございました。

引き続きまして国際競争力強化検討部会の岡座長代理からお願い申し上げます。

【岡座長代理】 本日は寺島座長が所用でご欠席のため、座長代理である私が国際競争力強化検討部会の最終報告書についてご説明申し上げます。「最終報告書（概要）」に基づいて説明をさせていただきます。

概要の1ページ目をごらんください。5月18日に開催されました政策決定プラットフォームにおいて寺島座長より中間取りまとめについてご報告させていただきました。中間取りまとめに掲げた重点推進プロジェクト等について、政府が取りまとめた「新たな情報通信技術戦略」等に多数盛り込んでいただきました。これらを踏まえまして、10月5日の会合にて「最終報告書」を取りまとめたものでございます。

概要の2ページ目をごらんください。最終報告書の構成であります、「基本理念」としてICTによる持続的経済成長の実現、日本のICT総合力の発揮、グローバルな協働関係の構築の3点を提示しております。基本理念に基づきまして、ICTグリーンプロジェクト等の5つの「重点推進プロジェクト」、それからグローバル展開推進体制等の「連携推進体制」、さらに研究開発及び標準化戦略の「技術戦略」の3点からなる「重点戦略分野」を掲げ、施策の達成目標、年限等を「工程表」として策定しております。

概要の3ページ目をごらんいただきたいと思います。基本理念として3点を提示しております。1点目は、グローバル市場の成長を取り込んだICT産業への転換という視点でございます。2点目としましては、ICTによる課題解決モデルを構築し、各国に貢献するという「課題先進国」としての国際貢献という視点でございます。3点目としましては、単なる日本の製品・サービスのグローバル展開ではなく、グローバルな協働関係に基づくシステムづくりという視点でございます。

次に概要の4ページ目をごらんください。重点推進プロジェクトとして5点提示して

おります。1点目は、ICTグリーンプロジェクトでございます。スマートグリッド等の推進、ICTグリーン関連システムのスケールアウトの推進といった点を提示しております。2点目は、「次世代社会インフラシステム」の国際展開であります。具体的なモデルシステムを構築し、展開することが必要であります。また、地デジ等、わが国が強い分野を強力に展開していく必要性を提示しております。3点目は、デジタルネイティブ世代のパワーを活かした新事業の創出支援、高度ICT人材の育成といった点を提示しております。4点目は、デジタルコンテンツ創富力の強化であります。日本初のJコンテンツの発信力の強化、流通環境の整備といった点を提示しております。5点目は、スマート・クラウド戦略であります。医療、教育、農業等における普及支援や社会インフラの高度化を推進する「利活用戦略」、リアルタイムデータの活用といった「技術戦略」、国際的なコンセンサス醸成等の「国際戦略」の一体的な推進の重要性を提示しております。

その他、重点推進プロジェクトを進める上でのベースとなる連携推進体制と技術戦略については2ページ目にお戻りいただきたいと思っております。グローバル展開推進体制の確立のためのコンソーシアムやアジア連携ネットワーク基盤の構築、ファイナンス面での支援の充実といった3点を提示しております。次のシーズを生み出していく技術戦略として新世代ネットワークの研究開発等を盛り込んだ研究開発戦略と標準化戦略のあり方等を盛り込んだ国際標準化戦略の2点を提示しております。

これらの施策実現に向け、達成目標や年限等を盛り込んだ工程表につきましては、別冊のとおり取りまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、最終報告についてご報告させていただきました。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。

最後に地球的課題検討部会の金子座長、よろしくお願い申し上げます。

【金子座長】 それでは、金子から地球的課題検討部会の報告をいたします。膨大な資料でございますけれども、繰っていただきまして、「地球的課題検討部会 最終報告書（概要）」というもの、それとその次にあります写真が出ております事例について発表させていただきたいと思っております。概要のほうで、2ページ繰っていただきまして、2ページ目に最終取りまとめ全体像がございます。これを見ていただきながら説明を聞いていただければと思っております。

ほかの部会と同じように、私たちが現状と課題の分析を踏まえて、その解決法を提示

するための基本理念というところから始めました。多分、私たちの部会で一番ほかの部会と違う特徴的なところは、最初の基本理念ではないかと思います。政策パラダイムの転換というふうに書いてありますが、一言で言いますと、国民一人一人がICTで生活や社会がよくなったと実感できるということを基本中の基本に置くということです。これまでともすると技術開発は事業者中心になりがちであったところを利用者中心にする。また、組織中心から国民中心に、技術中心から人間中心へと政策の転換を図るということです。もちろん技術が大事なことは言うまでもございませんが、利用者の立場からこれを最初の理念といたしました。

次の2番目は国際競争力強化検討部会とかなり重複するところがございますが、国際貢献という視点です。ご承知のようにわが国は今、少子高齢化が急速に進んでおります。また、環境負荷の問題も解決がまだ遠いという状態でございます。大変たくさんの課題を抱えておりますが、しかし、これらの課題はアジアのさまざまな国、またほかの国々も早晚直面する、いわば人類共通の課題です。もし日本がICTを利活用することによってこれらの課題についての解決への道筋を示せるとすれば --- 私は分野によっては日本は確実にその道を示しつつあると思っております。片山大臣がさきほど指摘された「強い分野」ですね --- かなり大きな国際貢献ができる可能性があるというのが2つ目の基本理念です。

3つ目は新しいタイプの成長への寄与です。ICTが国民一人一人にあまねく質の高いサービスを提供することを可能にするための大きな力を持っていることは言うまでもございません。それとともに無駄を省くということでコストを削減し、これは仕組みをしっかりとつくればということですが、そしてちょっと古い言葉でパワー・トゥー・ザ・ピープルという言い方が昔ありましたが、一人一人の力をちゃんと発揮させるということ。その大きな力を発揮させるということによって、これは先ほど利用率が三十数%しかないという話がありまして、ここら辺は課題だと思っておりますが、新しい形での、これまでとは違う成長という姿を提示できるのではないかというのが3つ目の基本理念でございます。

これらの3つの基本理念を踏まえまして、環境、医療、教育、行政という4つの重点戦略分野、そして横断的視点として2つの分野を切り取りました。1つずつごく簡単に説明をいたします。

環境につきましては、ICT産業自体のグリーン化、これは省エネとかCO₂の削減

です。それとともに、ICTによるグリーン化、これは先ほど来お話もありました、国際競争力強化検討部会でもありましたスマートグリッドやマイクログリッドなどを含む、日本でかなり強くなりつつある分野です。さらに、それとともに、緑の分権ということを進んでいくということを提示いたしました。

2点目は医療です。ICTを積極的に活用することにより、遠隔医療とか医療データの共有のためのシステム構築などを進め、医療サービスの質の向上、また地域格差の是正、また効率化ということが可能になり、コスト削減も大幅にできるということを提示いたしました。

3つ目の教育では、これも先ほども言及がございましたけれども、互いに教え合うという協働の体制はICTが得意なところでございます。また、学校と地域の不信感を払拭するといったようなことに教育クラウドなどは大きな力を発揮するということを提示いたしました。

4つ目は行政でございます。民間のIDや公的認証手段の利活用をするなどによって、官民の情報共有をしっかりと、利用者のニーズを明確化するということが大事かと思っています。これは、行政改革、地域主権を実現する本丸ではないかと考えております。

そのほか、地域の絆を再生することを含め、横断的な視点、特に人中心の技術開発では若手の研究者に夢を持たせるような開発、ないしは安心を充実させるような研究開発の提案をいたしております。それとともに、ICTの利活用の普及の障壁となっている規制の改革、これは省庁間の壁というもの自体が規制になっている部分もございますので、それを含めて取り組んでいくということ。また、先ほどこれも国際競争力強化検討部会からありましたが、国際的競争力をつけ、また普及をするためには国際標準化ということに対して日本も真剣に取り組む。これまでのようにデジュール標準に重きを置くだけではなく、デファクト標準を積極的に進めていくということをしなさいといけないという提示もいたしました。これらの重点分野ごとの具体的取組については、達成目標や年限などを盛り込んだ工程表をつくっております。

さて次に、写真のある資料を、これは一つのICT利活用の事例ですけれども、簡単に説明したいと思います。この写真は岩手県遠野市、これは総務省と厚生労働省合同の懇談会の関連で進めているものです。岩手県遠野市は人口3万人、高齢者率33%、産婦人科医がゼロ、循環器の常駐の専門医がゼロという医師不足がある地域です。これはこの地域だけでなく、過疎化、高齢化が進み、また、医師不足で健康、医療に対する不

安があるということは、日本のさまざまな地域に蔓延しております。このような地域格差を是正するために、安価な機器を使ったICTの利用によるコミュニティ型の遠隔医療というのが各地で始まっております。

次のページに行っていただきますと、最先端の医療センサーなども使うことが見守りに大変有効であります。実は通信機能付きの医療用センサーは日本のメーカーが市場の100%をほぼ取っているという、技術的に戦略的な分野であります。

次のページに行っていただきまして、これは遠野市の健康指標の数値の、遠隔医療実施の事前・事後のデータ比較です。青が事前、赤が事後ですが、皆さんが歩き始めて歩数が増えると、実に60歳、70歳のお年寄りの筋肉率がアップする。コレステロールが下がり、体脂肪が下がり、血圧が下がるという結果が目に見えて出てくると、またそれが励みになって、また健康指標が向上するという好循環が起こっています。

次のページ、これは参加した皆さんの意見ですが、遠隔医療相談だけではなく、実は1週間に一遍集会所に集まり、みんなで楽しく話し合い、運動や食事をともにして健康のことを話題にするということが非常に有効だという意見が出ております。みんなで話し合うことで健康に自信がついた、奥さんと一緒に旅行ができるようになったということなど、たくさんの事例があります。これ、現在は400人規模でやっております。

あと数ページ飛ばしていただいて、一番最後のページを見ていただくと、食生活、食習慣が変わり、運動が増え、体の調子がよくなった。これはまさに先ほどの基本理念1で申し上げました、生活のレベルでもって役に立つということが実感できるということです。しかし、これはローカルな一つの地域の事例でございます。これを日本中に広げ、またグローバル展開して国際協力をしていくという視点が大事かなと思っています。

多分、まだ、一、二分持ち時間があると思いますので、村上座長代理から一言ありましたらよろしいですか。

【村上座長代理】 もう議論ということで少し長めに発言してよろしいでしょうか。

今、概要資料で金子座長から②の医療について詳しい説明がございましたので、私のほうからはまず④の行政のところについて発言させていただければと思います。第2回の政策決定プラットフォームの会合で、国民ID制度について議論する電子政府推進ワーキンググループを設置すべきという指示をいただきまして、約半年間、10回の議論を重ねてまいりました。私自身、電子政府につきましては1994年から15年以上にわたってかかわっているのですが、電子政府の議論には横の問題と縦の問題という、2

つの本質的に性質が違う問題があると思います。

横の問題ですが、税とか社会保障とか住民基本台帳、例えばこういう3つのものがばらばらに3つの省庁によって管理されているという状況がある中で、一人一人の国民にひもづけられるような連携が行われていないという現実があります。ここに連携があれば非常に高い行政効率が出てくるはずなのですが、十分な効率が出せていません。

縦の問題ですがについて、国民が電子政府を利用しようとするときに、例えば住民票を取ろうとしたり納税しようとしたりするときには、公的個人認証が前提になっています。が、その場合には住基カードを入手して公的個人認証を受ける必要があります。さらにパソコンで手続きするためにはリーダーを買ってきて、ドライブの設定もしなければいけないなど、いろいろなハードルがございます。このようなハードルの高さによってなかなか電子政府の利用性が高まらないという現実があるというのが縦の問題です。

横の問題につきましては、このワーキンググループの検討を始める段階で社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会が非常に詳細な検討を開始いたしましたので、このワーキンググループでは主として縦の問題、国民が電子政府を利用するときのハードルをいかに低くしていくかという問題を議論いたしました。今、納税や住民票取得をオンラインでやろうといたしますと、公的個人認証が前提になり、その電子証明書を入手しなければいけません。この証明書自体は今年の3月の段階で146万枚という普及の状態でございます。これは経済活動人口の3%ぐらい、人口の1%程度という現状です。これを放置したままですと、いかにいい制度が実現しましても、使う段になりますとこの1%程度の国民しか直接アクセスできないという現実がございます。これを早急に何とかしなければいけないという問題意識のもとでワーキンググループは、一つは公的個人認証サービスの利用拡大を図るということ、もう一つは既存の民間のポータル事業者、あるいは携帯電話事業者等が持っておりますIDとか認証手段を電子政府や電子自治体に国民がアクセスする手段として使えないだろうかという検討を行いました。この議論はこれからIT戦略本部での議論の俎上にのぼっていくわけですが、この問題がどう扱われるかを注視してゆく必要があるというのが第1点でございます。

第二に、③の教育についてでございます。この第1行目にICTによる協働型教育改革の実現というのが出ておりますが、ここではこういう提案をさせていただきました。ただ、これの中身になりますフューチャースクール推進事業につきましては、11月の事業仕分けの対象になりまして、廃止ということになっております。この最終取りまとめが出る前

に、廃止が宣言されたという妙な状況になっているのですが、今、学校教育の情報化は文部科学省でも検討しております、私も参加しております。私の理解では電子教科書とか教材コンテンツのようなソフトの部分は文部科学省がやり、インフラとか機器のようなハードの部分は総務省がやるというような形で進行していると理解しております。このままで行きますと、これは片肺飛行になりかねないという現状がございます。日本にとって重要なこと、やらなければいけないことは、やらなければいけないわけでございますので、ここについては粘り強い対応を期待したいと思います。

以上でございます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございました。

それでは、これから4つの部会のご報告を踏まえた意見交換に移りたいと思いますけれども、最初に平岡副大臣のほうからご発言をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【平岡副大臣】 総務副大臣の平岡秀夫でございます。今日は4部会のほうからご報告をいただきまして大変ありがとうございます。もともと始まったときは、前の原口大臣以下の体制であったのが、この9月に全員がかわってしまうというようなことで、皆さん方にも大変ご迷惑をかけた点もあろうかと思っておりますけれども、我々もグローバル時代におけるICT政策というものの重要性についてはしっかりと認識して取り組んでいきたいと思って、今日まで皆さん方とともにいろいろな部会にも私も参加させていただいたところでございます。

今日も本当に広範囲にわたって多角的な観点からのご指摘をいただきました。大変ありがとうございます。今、村上座長代理からもお話がありましたけれども、決して政府の中におけるICTに対する理解、総務省が進めようとしているICT政策に対する理解というのは必ずしもいい環境にあるわけではなくて、いろいろな役割分担をどうするかということの中で大変苦労はしておりますけれども、我々も一生懸命、今、政府の中でも平成23年度、来年度の予算編成の中でも予算の獲得に向けて頑張っておりますし、税制の中でもさらに円滑に物事が進められるような、そういう努力もさせていただいているところでございます。

そういう意味で、国際競争力強化検討部会、地球的課題検討部会のほうからご報告いただいた事項については、現在の予算編成の中でも努力していることに加えて、これからもしっかりと中長期的な視点に立って我々としても政策を進めていきたいと、このよ

うに思っているところでございます。

ところで、最初にご報告をいただきました過去の競争政策のレビュー部会、電気通信市場の環境変化への対応検討部会の「光の道」の関係でございますけれども、精力的にご協議をいただいたわけでございますが、我々としては制度的な問題について、これからどうしていくのかということについて、私たち総務省の政務三役ももっと具体的なことを世の中に提示をしていかなければならないのではないかなというような気持ちを持ちまして協議をしてまいりました。これから私たちが考えている過去の競争政策のレビュー部会、電気通信市場の環境変化への対応検討部会における課題になっている部分についての基本的な方針について皆さん方にちょっとお示しをさせていただいて、皆様方からご意見をいただき、あるいはご協議をさせていただいて、これからの方針について合意が図られれば幸いです。

それでは、ちょっと紙を配っていただきたいと思います。大変恐れ入りますけれども、読み上げる形で説明させていただいたほうがより正確、かつ理解がしやすいかと思しますので、読み上げさせていただきたいと思います。

「光の道」構想に関する基本方針（案）

1、合同部会の最終取りまとめで指摘された事項については、次のとおり進める。

①機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化については、具体的内容を早急に確定し、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。これは電気通信事業法及びN T T法の一部改正ということになります。

②加入光ファイバー接続料について、その低廉化に向け、総務省及びN T Tにおいて、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る。

③次世代ネットワーク（N G N）において実現すべきアンバンドル（細分化）機能・サービスやI P網への移行（マイグレーション）に伴う課題について、その実現方法やコスト負担のあり方を含め、総務省及び関係する通信事業者・インターネット接続事業者（I S P）などにおいて、速やかに検討の場を設け、来年中を目途に成案を得る。

④ワイヤレスブロードバンド事業者による既存の周波数利用者の移行コストの負担に関し、オークションの考え方を取り入れた制度を創設するため、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。これは電波法の一部改正になります。

⑤次世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されて

いるオークションの導入についても、早急に検討の場を設けて議論を進める（新無線システム移行までに関係法律の改正が間に合うように結論を得る）。この括弧書きによりまして、結論としては来年中、または再来年中には出さなければこの移行に間に合わないというような状況だというふうに認識はしております。

2、今回、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、以下のような観点から、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う。

- ・NTT東西における規制の遵守状況
- ・料金の低廉化や市場シェア等の動向
- ・「光の道」構想に関する取り組み状況等

3、包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、さらなる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備のさらなるオープン化や構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するためのさらなる措置について検討を行う。

ということでございます。なお、この基本方針についてご了解がいただけるようであれば、この基本方針をベースにいたしまして、私どもとしては速やかに「光の道」構想実現に向けた工程表を作成して公表するというを考えているところでございます。

私のほうからの問題提起といえますか、政務三役としての考え方は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。

それでは、皆様、ご発言をお願い申し上げます。

【徳田座長代理】 私、電気通信市場の環境変化への対応検討部会の座長代理と、それから同部会に設置されました「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」の主査をさせていただいた立場から、今の基本方針（案）の④の部分と⑤の第4世代移動通信システムに関して少しコメントを述べさせていただければと思います。

ワイヤレスブロードバンドは日本の中に高速なブロードバンドを浸透していくという上では非常に重要な技術でして、基本的にはスピードと、それからその規模ですね、それを対処するというのが私たちのワーキンググループにおける課題でありました。それ

で、4番目で指摘していただいているように、周波数利用者の移行コストの負担に関し、オークションの考え方を取り入れた制度を創設するため、関係法律の改正案を次期通常国会に提出するという、こういう電波法の一部改正を踏まえていただいた、スピード感を持った移行方法、制度、これを是非実現していただければと思っております。

ちなみに、ワーキンググループでは2015年までに新たに300メガの幅を超える周波数を確保して、御存じのようにワイヤレスの分野ですとスマートフォンの普及を始め、トラフィックが非常に急増しておりますので、わが国のブロードバンドを引っ張っていく上の一つの方法として、このワイヤレスブロードバンドの帯域を確保するということが急務だと思っておりますし、我々の日本の優位性を確保していく上でも諸外国に先んじてスピードと規模確保していくということが大事だと思っております。

それから、5番目の第4世代移動通信システムに関して諸外国で実施されているオークションの導入についてということが書かれておりますけれども、これもワーキンググループの最後の中で、いろいろな委員の方たちが、今回の移行スキームをさらに踏み込んで、諸外国でやられているようなオークション制度も是非検討を進めるべきだということを中心主張されている委員の方、たくさんいらっしゃいまして、私たち、技術的な流れを見ますと、先ほどのスピード感ということでは2012年ぐらいにITUによる国際標準化がなされる予定と聞いておりますので、技術的な標準の策定、それから商用化等の流れを見ますと、多分2015年、2016年ぐらいにはサービスインが始まってくるとはならないかということを考えておりますので、このオークションの議論、新しいオークション制度の導入等に関しましても、このサービスインの時期を踏まえた形で議論を進めていくことが大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。

相田座長代理、ご発言まだいただいておりますけれども、もし何かございましたら。

【相田座長代理】 なかなか合同部会の方でまとめきれなかったところに対して副大臣からまとめていただきまして、本当にありがとうございました。少し振り返ってみますと、先ほど黒川座長からございましたけれども、意見の統一がなかなかできない、あるいは違和感というのでしょうか、大きく分けて2つございました。

一つは、与えられた枠組みが2015年までにブロードバンド100%実現というところで、では2015年までにという枠で考えるとしたら、何をやるのか、あるいは

やっただけなのかということに対して、もっとそんなことを言わずに50年、100年のスパンで何がいいのかというご意見と、時々それが対立とまでは申しませんが、あったのかなと思います。

もう一つは、これは、先ほど、国際競争力強化検討部会、地球的課題検討部会からもございましたけれども、日本で現状で世界一速くて安いブロードバンドということが出ている一方で、なかなか利活用の方が進まない。特にブロードバンド100%利用ということを目指したときに、インフラだけ準備してそれで大丈夫なのかということで、なかなかそのところが、かゆいところに手が届かないという印象も持っていたのですが、そこそこは本日の国際競争力強化検討部会、地球的課題検討部会の方で、かなり明確な、何をやっただけなのかという方針を示していただいたので、かなり心強い思いをしている次第でございます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。

政務三役も含めまして何かございましたらご自由に意見交換を。

【森田政務官】 大臣政務官の森田でございます。本当に素晴らしい取りまとめができて、構成員、そして座長の先生方には御礼を申し上げたいと思います。

「光の道」に関して、あるいはICTの利活用に関してさまざまなご提言やご意見もいただいた中で、先ほど来出てきております予算編成に至る過程ではなかなか難しいところもあったわけですが、おかげさまで、しかし、「光の道」を整備するための政策コンテストであったり、今日の税調関連の議論におきましても、医療や教育、あるいは行政とのパッケージというものを組み合わせることによって大方の政府の関係各位のご理解も得られてきたように思っております。さらに言えば、理念として遠いところ、弱いところ、こういったところに公的部門の関与がありながら、できるだけ民間の方々に頑張ってもらいたいところを取り入れてこれたように思っております。おかげさまである程度腹の中にすっと落ちるようなものができてきたと思っておりますので、御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

【岡座長代理】 国際競争力強化検討部会の報告を先ほどさせていただきましたが、そのフォローアップという観点からいくつか申し上げたいと思います。

1点目は、ICTの国際競争力強化のため、今後重点的に取り組んでいくプロジェクトあるいは推進体制等々についてです。先ほどは総論・方向性についてご報告させていただきましたが、これからは各論でこれらをフォローしていく必要があると考えており

ます。例えば、具体的なプロジェクトを組成するための案件形成のあり方、あるいは組成されたプロジェクトを実際にグローバル展開させるための推進体制が担うべき機能、グローバル展開のために使い勝手のよいファイナンスの在り方など、このような具体的な検討が必要かと思えます。国際競争力の強化というのは喫緊の課題でありますので、この具体策を検討する体制を早急に構築することを提案したいと思います。

2点目は、標準化戦略に関しまして、国際標準化戦略に関する検討チームでご検討いただきました3Dやスマートグリッド等、製品、サービスに近い分野は、まずは今の検討チームの体制を活かして、民間の実行組織を立ち上げて推進すべきと考えております。その際、引き続き総務省のサポートをお願いし、官民連携で取り組むことが望ましいと考えておりますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

以上です。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。

金子座長、村上座長代理、先ほどから手が挙がっておりますが。

【金子座長】 利用者の視点から一言だけ申し上げたいと思えます。先ほど相田座長代理からもご発言がありましたけれども、整備率は90%を超えているが、利用率が三十数%しかないということが大変気になっております。それだけ伸びしろがあるということかもしれませんが。過去の競争政策のレビュー部会、電気通信市場の環境変化への対応検討部会で精力的に検討されたことに敬意を表しますが、経営形態とか組織形態がどうであれ、2つのことが大事かと思っています。一つは、その導入、サービス選択、メンテナンスなどのワンストップサービスというんでしょうか、それをシームレスにできるようなことがないと、地方の方々にとってICTシステムはなかなか使いづらいということ。もう一つはやはり通信費の負担というのが、世界的に見て日本は安いとはいってもやはり個々の家庭の視点からすると高い。この2つを解決するというのはなかなか難しい課題だと思いますが、今後、利用率を上げるというよりICTのパワーを広く使うためには、これらの実現のために努力、工夫することが大事だと思っておりますので、引き続き検討したいと思っております。

以上です。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。

【村上座長代理】 ただいま平岡副大臣から「光の道」構想に対する基本方針をお出しいただきましたが、これはきちんと言い切っているということと、年度内と

か、3年以内というような形できちんとタイムホライズンを明示していただいたことで、この構想についての考え方は非常にしっかりと腹に入ったという感じがいたしております。

その中で、徳田座長代理から発言がありました4と5のワイヤレスの部分について一言申し上げたいと思います。ワイヤレスについてはこの検討が始まった、おそらく第1回だったと思いますけれども、「光の道」の議論には有線系と無線系一体で利用者の立場から見る形で議論していただきたいということを申し上げました。結果的には議論は有線系のブロードバンド化が中心になり、無線系についてはオークションについての考え方が取りまとめられました。オークションについては、4はオークションの考え方を取り入れた柔軟な電波料金制度ということで、これは非常に創造的なアプローチだと思いますので、推進していくべきだと思います。5のほうはオークションの導入についてどう考えるべきかということが示されていると思います。

新しい技術の価値の表現を市場に委ねるというオークションの考え方は、それ自身一つの合理性を持っているわけですが、必ずそのマーケットはオーバーシュートするかアンダーシュートするという性質を持っております。おそらく3Gの時代と4Gの時代では環境が全く違うと思います。現在の携帯電話は、国民生活に不可欠な社会インフラになっております。そういう中で、オークションの採用によって携帯電話料金をオーバーシュートにさらすようなアプローチ、後戻りできないアプローチをどのぐらい、どんな考え方でやるかというのは、ぜひ慎重に議論を進めていただきたいと思います。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。

【山内座長】 一言だけ。ここで「光の道」の基本構想を出していただきましてどうもありがとうございました。私ども、先ほど部会のメンバーが言っていたように、私どもで決めきれないといいますか、そういったことをこういう形でまとめていただいたことに対して感謝申し上げたいと思っております。

内容につきましては、我々の報告書の案を生かすような形で、あるいはそれを推進するような形をとっていただいておりますので、ぜひともこれをここに書かれたような形でお進めいただければと思っております。

最後に、今のオークションのことでございますけれども、これはいろいろご議論があると思いますが、確かに今、村上座長代理がおっしゃったような問題を抱えているわけでございますけれども、第4世代のときにどういう設計にしていくかということについて

て、やはりこれ、今まで諸外国においても数多くの随分オークションが実施されていますので、そういった知見を生かして、次の制度設計に向けて生かすような形で進めればよろしいのではないかと考えております。

私が言うのも変でございますが、私のほうの案をこういうふうな形で具現をしていただきまして再度感謝申し上げます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございました。

そろそろ時間になっておりますがよろしゅうございますでしょうか。最後に片山大臣のほうから全体を総括しての一言をお願い申し上げます。

【片山大臣】 冒頭申し上げましたけれども、先生方には長い間、密度の濃い、また奥行きが深くて幅の広いご議論をいただきまして大変ありがとうございました。私どものこれからのICTをめぐる政策づくりでありますとか行政の運営に非常に大きな力になると思います。厚くお礼を申し上げます。

先ほど、山内座長始めご激励をいただいたと思うんですけれども、このたび「光の道」構想に関する基本方針というものを出示しましたが、これは今までの、この種のと言うと失礼ですけれども、審議会などでご提言をいただいて即座に出るというのは、私も長い間役人をやっていたけれども、役所にいましたけれども、異例のことなんです。これは一つは政務三役中心に政治主導でいろいろなことを進めていこうと。役所でいろいろなことを政策化するときにはいろいろな調整とか、それはもちろんありますけれども、重要なことは政務三役を中心に政治主導で決めていこうという一つの政権交代をした後の新政権の流儀というのがあると私は思います。

もう一つは、このたびは、どなたかからもお礼をいただきましたけれども、非常に大胆な別途の提案も出てまいりまして、いわば本来の競争原理ではないかもしれませんが、競争的雰囲気というものがおのずから出てまいりましたので、行政としてもやはりこの分野で「光の道」の構想を進める上では、迅速で効果的な対応をしなければいけないというのは、私も直接別途の提案も数度伺いまして、そういう実感を得たところでもあります。そんなこともできるだけ早く必要なことはやっけていこうと。それで検証して、さらに手を打つ必要があれば打っけていこうという、こういうことでありますので、きょう、いささか唐突であったかもしれませんが、こういうものをお出ししたのは、今申し上げたような考えに基づくものでありますのでご理解を賜ればと思います。

それから最後に、これは金子座長のほうで取りまとめていただいた中に、私は非常に重要な問題があったと思います。伺っていてすとんと腑に落ちるのが、ICTの政策パラダイムの転換ということで、事業者中心から利用者中心へ、組織中心から国民中心へ、技術中心から人間中心へと、これは私は非常に重要なことだと思うんです。これはこの分野に限らず、いわばユニバーサルといいますか、あらゆる分野でこのことを忘れてはいけないと思うんです。特に行政、役所は、やはり事業者のほうに目が向くとか、それから組織が一番重要というような習性もあります。技術はもちろん重要でありますけれども、技術は何のためにあるかということと人間のためにあるわけでありまして、この非常に重要なポイントというものはしっかりと受けとめさせていただきたいと思ひますし、私がかねがね役所の中で言っていることと符合するものですから、我が意を得たりで溜飲を下げたような次第であります。特にこのICTの分野でこういう視点を見失わないように、みんなで共有をしながらやっていきたいと思ひます。

最後になりましたけれども、重ねて本当に先生方のこの問題に取り組んでいただきましたご苦勞に感謝を申し上げますとともに、今後ともいろいろお世話になる局面、場面があろうかと思ひますので、ぜひ今後ともこの問題についての叱咤激励、ご協力を賜ればと思ひます。本当にありがとうございました。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございました。

以上をもちまして政策決定プラットフォーム第4回会合を終了させていただきます。

以上